

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11  
株 式 会 社 ジ ョ ク シ ー ド  
代表取締役社長執行役員 今 井 俊 夫

## 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.gexeed.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR information」「IRライブラリー」「株主総会関連お知らせ」を順に選択いただき、ご確認下さい。）

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3719/teiji/>

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、令和7年3月27日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://gexeed.premium-yutaiclub.jp/>)にアクセスしていただき、令和7年3月27日（木曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使については、後記38頁に記載の＜電子議決権行使に関するご注意事項＞をご確認いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年3月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号  
日本教育会館 7階 707号会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項  
報 告 事 項 第61期（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 定款の一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
  - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効のものとしてお取り扱いいたします。
  - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## (提供書面)

# 事業報告

( 令和6年1月1日から  
令和6年12月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費の一部に足踏みが残るものの緩やかに回復に向かっております。一方、米国のトランプ大統領による更なる高い金利水準変更の可能性が高く、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れがわが国の景気下押しのリスクとなっているとともに、国内の物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。このような環境のもと、ITコンサルティング事業に関しまして、各企業は様々な対抗策を講じることや先行投資等を行い、より一層の企業価値向上を目指していくとみられており、DXやAI、テレワークの推進によりクラウドERPの需要の拡大は継続しております。また、デジタルサイネージ事業に続きましてBPO事業も開始致しております。

このような状況の中、当事業年度の売上高は、1,422,760千円(前事業年度比212.0%)となりました。営業利益は131,970千円(前事業年度比7,339.1%)、経常利益は116,595千円(前事業年度比4,956.5%)、当期純利益は147,528千円(前事業年度は当期純損失70,555千円)となりました。当事業年度において売上高につきましては、特に本業のITコンサルティング事業、新規のデジタルサイネージ事業ともに順調に推移し、期初の計画値を大きく上回り前年対比約2倍の達成となりました。また、利益につきましても、ITコンサルティング事業の利益率を意識した経営を進めてきたことと、後半にデジタルサイネージ事業案件を多く獲得できたことにより大幅な利益を計上することができました。

当事業年度の案件獲得状況においては、ITコンサルティング事業においては、NetSuiteの導入支援に関連する大型新規受注2件、及びJD Edwardsの3社システム統合に関連する大型案件が順調に推移しております。また、デジタルサイネージ事業においては、東京都内2箇所にて大型ビジョンを取り付けし、アドトラック(LED広告トラック)も4台販売することができました。

なお、本年度も、経営基盤の再構築を進めるとともに、当社の既存事業領域に隣接した事業領域への事業拡大を進め、積極的に資本・業務提携やM&Aを進めてまいります。

セグメントごとの経営実績は次のとおりであります。

I Tコンサルティング事業の売上高は975,335千円（前事業年度比46.1%増）、営業利益は107,119千円（前事業年度は1,441千円の営業損失）、デジタルサイネージ事業の売上高は447,424千円（前事業年度比13,816.7%増）、営業利益は24,851千円（前事業年度比672.9%増）となりました。

#### [ I Tコンサルティング事業 ]

##### 既存事業領域（業務コンサルティング）

当社の主要な事業分野である「E R Pコンサルティング」においては、オラクル社のJD Edwards及びNetSuiteに関連する案件を中心に推移しております。JD Edwardsに関してはストックビジネスになる既存顧客の運用保守が継続し、大半の案件が単価UPをすることができました。またバージョンアップ、サーバーのリプレース、クラウドへの移行等の案件も急増しており数件獲得しました。その他既存顧客の大規模な追加改修案件が数件あり、3社統合の大規模案件も実施中です。NetSuiteに関しては、新規提案の依頼がORACLE社、I B M社から頻繁になり昨年の2倍近くになっており順調に需要拡大しております。I B M社と協業し、I B M顧客へのnetsuite提案を実施しております。需要が増加しておりますので、引き続き受注を促進してまいります。

「人事コンサルティング」の分野においては、タレントマネジメント（人材の適材配置及び育成管理）の導入及び定着化支援及び導入支援を行っております。本年度は受注が予想以上に増加しておりますのでコンサルタント1名を採用いたしました。その1名は、昨年12月末に人事コンサルに必要な資格はすべて取りました。

##### 自動化・効率化コンサルティング領域（R P A、A I、D X等）

A I、D X領域においては検討をしている既存顧客は増加しております。A I事業は日本国内では必要不可欠になってきましたので、新規事業として立ち上げる準備をしております。

## M&A及び新規事業領域

既存事業領域における事業の拡大、新規事業領域への進出に向けて、当社との間でシナジーが期待できる企業との資本・業務提携等のM&Aの検討及び交渉を継続して進めております。新規事業領域においては、BPO事業会社と提携協業しBPOプロジェクトを第2四半期よりスタートしており順調に推移しております。

## その他

安定的な経営を継続するために、以下の取り組みを積極的に進めております。

1. IT未経験者の採用とコンサルタントへの育成を実施中
2. 即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業
3. 既存コンサルタントのスキルアップ及び多能化による収益率の改善
4. 既存顧客向け付加価値サービスの開発と提案
5. 既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化
6. ERPコンサルティング事業強化のための営業力強化
7. AI事業への進出
8. 有名メーカーのWiFi7のOEN販売
9. 株主還元策の充実

## [デジタルサイネージ事業]

- ① 台湾の大手LEDメーカーと提携し、その製品を輸入しLED看板設置とアドトラックによる広告提案を複数件実施しております。LED看板は新大久保駅前と六本木防衛庁前に大型看板の設置をいたしました。現在実績が評価され大阪難波駅前の提案が順調に進んでおります。また六本木、新宿の複数個所の提案も行っております。
- ② アドトラックの需要も多くあり4台販売しました。広告提案に合わせ、需要の高い中古トラックの売買も引き続き実施しております。
- ③ 今後もデジタルサイネージ市場規模は拡大成長していくことが予想され、動画、画像、テキスト、Webページなどのコンテンツを管理・スケジュール・配信するための重要なソフトウェア（CMS）も独自開発を進めております。更に、デジタル・アウト・オブ・ホーム（DOOH）広告では、広告効果を高めるため、AI（人工知能）とビッグデータの活用は不可欠です。特に、デジタルサイネージを通じてリアルタイムで収集されたデータをもとに、広告のターゲティング精度の向上にも役立つような取り組みもAI専門家と連携して取り組んでいきます。

- ② 設備投資の状況  
当事業年度において実施した主な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況  
当事業年度中に、当社の所要資金として、短期借入金及び長期借入金により430百万円の金調達を行いました。  
また、総額3,110千円の新株予約権を発行いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第58期<br>(令和3年12月期) | 第59期<br>(令和4年12月期) | 第60期<br>(令和5年12月期) | 第61期<br>(当事業年度)<br>(令和6年12月期) |
|-------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)                                  | 480,074            | 642,513            | 671,197            | 1,422,760                     |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)                  | △129,416           | 14,711             | △70,555            | 147,528                       |
| 1株当たり<br>当期純利益又は<br>1株当たり<br>当期純損失(△) (円) | △5.77              | 0.64               | △2.98              | 6.09                          |
| 総資産 (千円)                                  | 1,011,148          | 985,875            | 1,199,204          | 2,336,125                     |
| 純資産 (千円)                                  | 850,582            | 856,194            | 1,104,326          | 1,180,760                     |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)                         | 36.82              | 37.06              | 45.13              | 48.88                         |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社では、継続的に収益を確保する仕組みを整備し事業の安定化を図るため、原点に回帰しERPソリューションに関連するコンサルティングに経営資源を集中することで業績の回復を達成することができました。本年度は、ERPソリューションに関連するコンサルティングの拡大のみならず、非IT事業領域の進出検討も含めて更なる事業規模の拡大を進めており、前期よりスタートさせたデジタルサイネージ事業も事業拡大を推進してまいります。

#### ① 財務基盤の充実

当社では、継続的に収益を確保する体制を維持しつつ、事業規模の拡大を実現するための戦略的な投資を実行するため、機動的な増資や金融機関からの融資を活用してまいります。

#### ② 短期間での業容の拡大

当社では、短期間での業容の拡大を実現するために、当社との間でシナジーが見込める企業との資本・業務提携等を目的としたM&Aを行うとともに、業容拡大に必要な人材の確保に取り組んでまいります。

#### ③ 株主価値の創造

当社は、株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の1つであると認識しております。当社株式への投資の魅力をより一層高め中長期的に保有いただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度があります。また、剰余金の配当（復配）を早期に実施・継続していくとともに、経営方針や中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて適切な情報を適時発信し、株主の皆様からのご意見を経営判断の参考とするための仕組みの構築に取り組んでまいります。

### (5) 主要な事業内容（令和6年12月31日現在）

| 事業区分        | 主要製品                                             |
|-------------|--------------------------------------------------|
| コンサルティング事業  | システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、CIO/CMO支援、Webマーケティング支援 |
| デジタルサイネージ事業 | LEDディスプレイ、LCDディスプレイ、アドトラック運用、ファンド組成              |

(6) 主要な営業所（令和6年12月31日現在）

|    |                      |
|----|----------------------|
| 本社 | 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11 |
|----|----------------------|

(7) 使用人の状況（令和6年12月31日現在）

| 使用人数       | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------------|-------|--------|
| 33 (1.2) 名 | 7名増 (0.5名減) | 40.1歳 | 7.4年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和6年12月31日現在）

| 借入先        | 借入額    |
|------------|--------|
| 株式会社きらぼし銀行 | 131百万円 |
| 城南信用金庫     | 103百万円 |
| 東京信用金庫     | 100百万円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（令和6年12月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 24,291,132株 |
| (3) 株主数        | 4,508名      |
| (4) 大株主（上位11名） |             |

| 株 主 名                                                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------|---------|---------|
| GX PARTNERS CO., LIMITED                              | 5,872千株 | 24.5%   |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                               | 3,446千株 | 14.4%   |
| MONEX BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED-CLIENTS' ACCOUNT | 1,602千株 | 6.7%    |
| 岡三にいがた証券株式会社                                          | 843千株   | 3.5%    |
| PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED                | 740千株   | 3.1%    |
| BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS       | 455千株   | 1.9%    |
| 株 式 会 社 ゼ ッ ト                                         | 454千株   | 1.9%    |
| 吉 村 直 道                                               | 356千株   | 1.5%    |
| KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT                       | 322千株   | 1.3%    |
| 吉 田 透                                                 | 300千株   | 1.3%    |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社                                   | 300千株   | 1.3%    |

(注) 1. 当社は、自己株式を354,037株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要事項

令和5年6月30日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 21,505個                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 2,150,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり374円                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の払込期日                             | 令和5年7月18日                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき 279円                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使期間                             | 令和5年7月18日から令和8年7月17日                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 279円<br>資本組入額 139.5円(注)                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使の条件                            | (1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。<br>(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。<br>(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 割当先                                    | B&Dエナジー投資事業有限責任組合                                                                                                                                                                                                                  |

(注) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

令和5年12月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 20,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 2,000,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり1円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の払込期日                             | 令和6年1月15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき 143円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使期間                             | 令和8年1月15日から令和16年1月14日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 143円<br>資本組入額 71.5円(注)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使の条件                            | <p>(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、「金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円(但し、上記(2)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回っている場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。</p> <p>(2) 上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使をする時点において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様)に記載された営業利益が黒字である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>(3) 上記①及び②に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>(7) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> |
| 割当先 | 当社取締役 7名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

(注) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

令和6年7月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 15,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 1,500,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり206円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の払込期日                             | 令和5年8月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき 200円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使期間                             | 令和6年8月9日から令和11年8月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 200円<br>資本組入額 100円(注)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使の条件                            | <p>(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が300円(但し、上記(2)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を終値で上回った場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。</p> <p>(2) 上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様)に記載された営業利益が500万円を超過した場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、定年による退職など正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> |
| 割当先 | <p>当社取締役 6名</p> <p>当社執行役員 2名</p>                                                                                                                                                                                          |

(注) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役の状況（令和6年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                   |
|---------------|--------|--------------------------------|
| 代表取締役         | 今井 俊夫  | 社長執行役員兼営業本部長                   |
| 取締役           | 曹 亦然   | EV事業本部長                        |
| 取締役           | 辛 澤    | —                              |
| 取締役（社外）       | 松田 華織  | 株式会社Not 取締役                    |
| 取締役（監査等委員・社外） | 寺尾 潔   | 株式会社E-FAS 代表取締役<br>辰巳監査法人 代表社員 |
| 取締役（監査等委員・社外） | 大澤 健太郎 | 司法書士事務所「アルファ・パートナーズ」代表司法書士     |
| 取締役（監査等委員・社外） | 陸 敏    | 瑞龍バイオハイテック株式会社<br>管理部部长        |
| 取締役（監査等委員・社外） | 仲摩 昌三  | —                              |

- 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じて組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 当社は、東京証券取引所に対して、松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

3. 当社と松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 寺尾潔氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

## (3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和6年3月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### a. 基本報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の個別の役員報酬は「代表取締役に一任」して決定しております。

### b. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員今井俊夫氏に対し各取締役の個別の役員報酬の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当職務、会社業績、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最も良く把握している代表取締役が適していると判断したためであります。

### c. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分                             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                                |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報<br>酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を<br>除く）<br>（うち社外取締役） | 38,080<br>(960)   | 38,080<br>(960)   | —           | —          | 4<br>(1)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）        | 5,400<br>(5,400)  | 5,400<br>(5,400)  | —           | —          | 4<br>(4)              |
| 合計<br>（うち社外役員）                 | 43,480<br>(6,360) | 43,480<br>(6,360) | —           | —          | 8<br>(5)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役会は、代表取締役社長執行役員今井俊夫に対し、各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の第52期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点での、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名     | 重要な兼職の状況                       | 当社と当該他の法人等との関係 |
|--------|--------------------------------|----------------|
| 松田 華織  | 株式会社Not 取締役                    | 特別の関係はありません。   |
| 寺尾 潔   | 株式会社E-FAS 代表取締役<br>辰巳監査法人 代表社員 | 特別の関係はありません。   |
| 大澤 健太郎 | 司法書士事務所「ワグ・パートナーズ」 代表司法書士      | 特別の関係はありません。   |
| 陸 敏    | 瑞龍バイオハイテック株式会社<br>管理部部長        | 特別の関係はありません。   |
| 仲摩 昌三  | —                              | —              |

②当事業年度における主な活動状況

|                      | 活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                  |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>松田 華織         | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、事業展開に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。                                                                      |
| 取締役（監査等委員）<br>寺尾 潔   | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査等委員会13回のうち10回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、財務会計に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>大澤 健太郎 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査等委員会13回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な司法書士としての経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。    |
| 取締役（監査等委員）<br>陸 敏    | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。              |
| 取締役（監査等委員）<br>仲摩 昌三  | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。              |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
フロンティア監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 17,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役員を対象とした行動指針として企業行動憲章を定め、周知徹底させる。
  - ・コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - ・各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社における業務の適正を確保するため、当社グループ会社管理規程及びコンプライアンス・ポリシーを定め、コンプライアンス体制を構築する。
  - ・リスクマネジメント委員会は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会の業務補助のため必要に応じて、スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。また、前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - ・内部通報制度を整備し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて事業部門会議その他の重要な会議等に出席し、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
  - ・幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、月1回の経営会議（構成員は執行役員、監査等委員、必要に応じて本部長）を開催する。
  - ・監査等委員は職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の履行を保障される。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ・取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び関連会社の業務執行の監督を行っております。なお、当社では、会社の戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために執行役員制を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督（取締役会）と業務執行（執行役員）を分離し役割分担の明確化を図っております。取締役会の意思決定を要する重要事項については、経営会議及び各種会議で事前審議を行っております。

### ・監査等委員会

監査等委員会は取締役（監査等委員）4名で構成され、毎月定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行うこととしております。委員長は、必要に応じて経営会議、その他の重要会議に出席し、執行役員の職務遂行状況について法令遵守及び企業倫理の観点からも十分な監査を継続的に行う体制となっております。また、会計監査人との意見交換会を定期的に開催することとしております。当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性を確保するために、このような体制を採用しております。なお、内部統制面については、事業活動における法令遵守、業務の適正性及び効率性を確保するため、内部監査規程、コンプライアンス規程、行動基準などの社内規程類等の整備、運用に取り組んでおります。また、内部監査を適正かつ円滑に実施するために、内部監査担当を設置しており、一定の基準に従って、審査等を行っております。内部監査担当は、実施した内部監査の結果状況を監査等委員に報告する体制としております。監査等委員は、内部監査担当に対して、必要な調査・報告を要請いたします。

### ・社外取締役

当社の取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）4名が社外取締役であります。

社外取締役は、取締役会に出席し、社外経験を活かした客観的な見地及び独立した立場から他の取締役の監視監督を行っております。また、内部監査担当による報告や各種情報を取締役会を通じ入手するとともに、必要があれば直接情報・意見の交換等を行い、監視監督の質の向上を図っております。さらに、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。

### ・内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役により管理本部に所属する従業員が指名され、内部監査担当の業務として相互監査の方法により業務の監査を実行しております。内部監査担当は監査等委員会とも協働した上で、年間監査計画に基づき関係諸法令や当社諸規程に従い当社及び関連会社の監査・指導を行っております。

# 貸借対照表

(令和6年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
| 流 動 資 産         | 2,157,525 | 流 動 負 債                 | 883,877   |
| 現金及び預金          | 255,682   | 買 掛 金                   | 552,932   |
| 売 掛 金           | 1,003,239 | 1年内返済予定の長期借入金           | 68,148    |
| 商 品             | 274,354   | リ ー ス 債 務               | 539       |
| 仕 掛 品           | 34,624    | 短 期 借 入 金               | 95,000    |
| 前 払 費 用         | 80,122    | 未 払 金                   | 127,646   |
| 未 収 入 金         | 400,237   | 未 払 費 用                 | 11,899    |
| 短 期 貸 付 金       | 20,499    | 未 払 消 費 税 等             | 7,792     |
| 前 渡 金           | 98,221    | 前 受 金                   | 12,747    |
| 未 収 還 付 法 人 税 等 | 5,322     | 預 り 金                   | 7,170     |
| 預 け 金           | 4,743     | 固 定 負 債                 | 271,487   |
| 貸 倒 引 当 金       | △19,521   | 長 期 借 入 金               | 241,610   |
| 固 定 資 産         | 178,599   | 長 期 リ ー ス 債 務           | 3,069     |
| 有 形 固 定 資 産     | 140,424   | 退 職 給 付 引 当 金           | 26,808    |
| 建 物             | 1,526     | 負 債 合 計                 | 1,155,364 |
| 工 具 器 具 備 品     | 118       | 純 資 産 の 部               |           |
| 車 両 運 搬 具       | 34,349    | 株 主 資 本                 | 1,171,202 |
| リ ー ス 資 産       | 3,208     | 資 本 金                   | 95,000    |
| 建 設 仮 勘 定       | 101,221   | 資 本 剰 余 金               | 1,008,149 |
| 無 形 固 定 資 産     | 0         | 資 本 準 備 金               | 733,426   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 0         | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 274,722   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 38,175    | 利 益 剰 余 金               | 147,528   |
| 投 資 有 価 証 券     | 23,701    | 利 益 準 備 金               | 550       |
| 出 資 金           | 500       | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 146,978   |
| 関 連 会 社 株 式     | 0         | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 146,978   |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 9,657     | 自 己 株 式                 | △79,474   |
| 長 期 貸 付 金       | 258       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △1,595    |
| 長 期 前 払 費 用     | 4,057     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △1,595    |
| 資 産 合 計         | 2,336,125 | 新 株 予 約 権               | 11,152    |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 1,180,760 |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 2,336,125 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 令和6年1月1日から  
令和6年12月31日まで ）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 1,422,760 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,033,486 |
| 売 上 総 利 益               |        | 389,273   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 257,302   |
| 営 業 利 益                 |        | 131,970   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 55     |           |
| 為 替 差 益                 | 9      |           |
| そ の 他                   | 161    | 226       |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 3,254  |           |
| 支 払 保 証 料               | 330    |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 11,704 |           |
| 雑 損 失                   | 312    | 15,601    |
| 経 常 利 益                 |        | 116,595   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 32,419 | 32,419    |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 1,037  | 1,037     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 147,978   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 450    | 450       |
| 当 期 純 利 益               |        | 147,528   |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 令和6年1月1日から  
令和6年12月31日まで )

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本  |                |                        |                  |                    |                                |                  |
|--------------------------|----------|----------------|------------------------|------------------|--------------------|--------------------------------|------------------|
|                          | 資 本 金    | 資 本 剰 余 金      |                        |                  | 利 益 剰 余 金          |                                |                  |
|                          |          | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他 資 本<br>剰 余 金 合 計 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益 剰 余 金<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>繰 上 げ 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                | 633,458  | 733,426        | —                      | 733,426          | 550                | △264,285                       | △263,735         |
| 当 期 変 動 額                |          |                |                        |                  |                    |                                |                  |
| 減 資                      | △538,458 |                | 538,458                | 538,458          |                    |                                |                  |
| 欠 損 填 補                  |          |                | △263,735               | △263,735         |                    | 263,735                        | 263,735          |
| 自 己 株 式 の 取 得            |          |                |                        |                  |                    |                                |                  |
| 当 期 純 利 益                |          |                |                        |                  |                    | 147,528                        | 147,528          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  |          |                |                        |                  |                    |                                |                  |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計 | △538,458 | —              | 274,722                | 274,722          | —                  | 411,263                        | 411,263          |
| 当 期 末 残 高                | 95,000   | 733,426        | 274,722                | 1,008,149        | 550                | 146,978                        | 147,528          |

|                          | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 計   |
|--------------------------|---------|-------------|--------------------------------------------|-----------|-----------|
|                          | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |                                            |           |           |
| 当 期 首 残 高                | △29     | 1,103,120   | △6,837                                     | 8,042     | 1,104,326 |
| 当 期 変 動 額                |         |             |                                            |           |           |
| 減 資                      |         | —           |                                            |           | —         |
| 欠 損 填 補                  |         | —           |                                            |           | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得            | △79,445 | △79,445     |                                            |           | △79,445   |
| 当 期 純 利 益                |         | 147,528     |                                            |           | 147,528   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  |         | —           | 5,241                                      | 3,110     | 8,351     |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計 | △79,445 | 68,082      | 5,241                                      | 3,110     | 76,433    |
| 当 期 末 残 高                | △79,474 | 1,171,202   | △1,595                                     | 11,152    | 1,180,760 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～15年

工具器具備品 4～10年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売用ソフトウェアについては、見込有効期間(3年以内)に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

当社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、取引対価については、履行義務を充足してから概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ITコンサルティング事業では、顧客に対するソフト開発等を行っております。これらの取引では主に顧客との請負契約に基づき、情報システムの設計、開発や導入を支援する

履行義務等を負っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断される案件については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積もりができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。その他の案件については、成果物の納品が完了し、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しております。

デジタルサイネージ事業では、主にデジタルサイネージ関連商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡し、検収が完了した時点で収益を認識しております。また、当社は収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識しております。財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かについては、当該財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、在庫リスクを有していること及び価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

デジタルサイネージ事業の固定資産に係る減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 140,424千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産については、減損の兆候が存在する場合は、関連する事業の計画に基づいた将来キャッシュ・フローに基づいて減損の要否を判定しております。減損要否の判定に用いる将来キャッシュ・フロー等は一定の仮定に基づいて算定しており、経営環境の著しい悪化等による収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなった場合や市場価格が下落した場合、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (追加情報)

該当事項はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 58,067千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額1,695千円が含まれております。

2. 関係会社に対する金銭債権

該当事項はありません。

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 24,291,132株 | 一株         | 一株         | 24,291,132株 |
| 合計    | 24,291,132株 | 一株         | 一株         | 24,291,132株 |
| 自己株式  | 237株        | 363,800株   | 一株         | 364,037株    |
| 合計    | 237株        | 363,800株   | 一株         | 364,037株    |

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,650,500株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、繰越欠損金などであり、評価性引当額を控除しております。

(持分法損益に関する注記)

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 関連会社に対する投資の金額      | 0千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | －   |
| 持分法を適用した場合の投資損失の金額 | －円  |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を金融機関等からの借入、新株予約権及び新株の発行により調達し、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブ取引については行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は当社の賃貸契約における敷金であり、賃借先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は3ヶ月以内であります。借入金は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利のため金利変動のリスクはありません。預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い担当部門が取引先状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握とリスクの低減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金等について、総額に対する変動金利での調達割合を抑制する管理方針をとっております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金繰計画を作成・更新し、適正な手許流動性を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|-------------|----------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券  | 23,701   | 23,701  | —      |
| (2) 敷金及び保証金 | 9,657    | 8,613   | △1,044 |
| 資産計         | 33,358   | 32,314  | △1,044 |
| (3) リース債務   | 3,608    | 3,547   | △61    |
| (4) 長期借入金   | 309,758  | 309,383 | △374   |
| 負債計         | 313,366  | 312,931 | △435   |

(注) 「長期借入金」には、「1年以内返済予定の長期借入金」を含んでおります。  
「リース債務」には、「短期のリース債務」を含んでおります。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                      | 時価     |      |      |        |
|-------------------------|--------|------|------|--------|
|                         | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 23,701 | —    | —    | 23,701 |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |         |      |         |
|---------|------|---------|------|---------|
|         | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | —    | 8,613   | —    | 8,613   |
| 資産計     | —    | 8,613   | —    | 8,613   |
| リース債務   | —    | 3,547   | —    | 3,547   |
| 借入金     | —    | 309,383 | —    | 309,383 |
| 負債計     | —    | 312,931 | —    | 312,931 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場会社は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金、リース資産及び借入金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 関連会社等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類                        | 会社等の<br>名 称      | 議決権等の<br>所有（被所<br>有）割合<br>（%） | 関連当事者<br>との関係                        | 取引内容  | 取引金額<br>（千円） | 科 目 | 期末残高<br>（千円） |
|----------------------------|------------------|-------------------------------|--------------------------------------|-------|--------------|-----|--------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 情報環境ソリューションズ株式会社 | —                             | 業務委託契約の締結<br>当社副社長<br>執行役員が<br>代表取締役 | 売上高   | 62,504       | 売掛金 | 30,692       |
|                            |                  |                               |                                      | 経費の立替 | 19,546       | 買掛金 | 5,011        |
|                            |                  |                               |                                      | 外注費   | 33,610       | 未払金 | 330          |
|                            |                  |                               |                                      | 業務委託料 | 5,140        |     |              |
|                            |                  |                               |                                      | 雑収入   | 120          |     |              |

(注) 1. 取引条件については、双方交渉のうえ決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 経費の立替については、一時的に当社が立替払いしているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 48円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円09銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                 | 報告セグメント     |           | 合計        |
|-----------------|-------------|-----------|-----------|
|                 | I Tコンサルティング | デジタルサイネージ |           |
| コンサルティング        | 975,335     | —         | 975,335   |
| デジタルサイネージ関連商品販売 | —           | 364,867   | 364,867   |
| その他             | —           | —         | —         |
| 顧客との契約から生じる収益   | 975,335     | 364,867   | 1,340,202 |
| その他の収益          | —           | 82,577    | 82,557    |
| 外部顧客への売上高       | 975,335     | 447,424   | 1,422,760 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業及びファクタリング事業等を含んでおります。

- (2) 顧客の契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和7年2月20日

株式会社ジェクシード  
取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

|        |       |      |
|--------|-------|------|
| 指定社員   | 公認会計士 | 藤井幸雄 |
| 業務執行社員 |       |      |
| 指定社員   | 公認会計士 | 青野賢  |
| 業務執行社員 |       |      |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェクシードの令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年2月20日

株式会社ジェクシード 監査等委員会

監査等委員 寺 尾 潔 ㊟

監査等委員 大澤 健太郎 ㊟

監査等委員 陸 敏 ㊟

監査等委員 仲 摩 昌 三 ㊟

(注) 監査等委員寺尾潔、大澤健太郎、陸敏、仲摩昌三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

## 電子議決権行使に関するご注意事項

当社は、経済産業省が主導する株主総会プロセスの電子化促進等への取り組みとして、書面による議決権行使の他にインターネット専用の議決権行使サイトをご用意いたしております。インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### <当社の指定する議決権行使サイトのご案内>

<https://gexeed.premium-yutaiclub.jp/>



### <電子議決権行使に関するご注意事項>

#### 1. 議決権行使サイトのご案内

インターネットにより議決権行使をされる場合は、ジェクシード・プレミアム優待倶楽部への会員登録が必要となります。

議決権行使期限：令和7年3月27日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで受け付けいたします。

#### 2. 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い

- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効のものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主の皆様のご負担となりますので、ご了承下さい。

システムに関するお問い合わせ

ジェクシード・プレミアム優待倶楽部 ヘルプデスク

0120-302-716 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款の一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、これまで培ってまいりましたコンサルティングノウハウにAIを組み込むことで、企業の業務効率化や新たなビジネス展開のアドバイスが可能とする変革に挑戦すべく現行定款第1条（商号）の変更をするものであります。また、今後の事業領域の拡大または事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。第3条（本店の所在地）につきましては、現在の所在地より移転を前提としておりましたが、移転を取りやめましたので変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（商号）</p> <p>第1条 当社は株式会社 <u>ジェクシード</u> と称し、英文では <u>G E X E E D C O . , L T D .</u> と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～32（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>（商号）</p> <p>第1条 当社はAIストーム株式会社と称し、英文では <u>AI storm Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 （現行どおり）</p> <p>1～32（現行どおり）</p> <p><u>33 AIソリューション開発</u></p> <p><u>34 生成AIを活用したサービス提供</u></p> <p><u>35 AIによるデータ分析と最適化</u></p> <p><u>36 AIの組込開発</u></p> <p><u>37 AI教育・コンサルティング</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------|
| (新設) | 38 <u>産業廃棄物の収集、運搬、保管、処理及び最終処分</u>                           |
| (新設) | 39 <u>特別管理産業廃棄物の収集、運搬、保管、処理及び最終処分</u>                       |
| (新設) | 40 <u>建設廃材、コンクリートがら、アスファルトがら、木くず等の収集、運搬、リサイクル及び販売</u>       |
| (新設) | 41 <u>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、紙くず等のリサイクル及び販売</u>          |
| (新設) | 42 <u>一般廃棄物の収集、運搬、処理及びリサイクル業務</u>                           |
| (新設) | 43 <u>事業系一般廃棄物の収集、運搬、分別及び処理業務</u>                           |
| (新設) | 44 <u>建物解体工事及びそれに伴う廃棄物処理業務</u>                              |
| (新設) | 45 <u>建設資材の再利用及びリサイクル業務</u>                                 |
| (新設) | 46 <u>環境保全及びリサイクルに関するコンサルティング業務</u>                         |
| (新設) | 47 <u>物流業務におけるA I導入プロジェクトの企画、実行およびマネジメントに関するサポート業務</u>      |
| (新設) | 48 <u>ロジスティクス業務に関連するIoTデバイス、センサーおよびハードウェアの開発、販売および輸出入業務</u> |
| (新設) | 49 <u>A Iを用いた物流データの分析、需要予測、ルート最適化およびプロセス改善に関する事業</u>        |
| (新設) | 50 <u>ロジスティクスおよびA Iに関連するマーケティング、広告およびプロモ</u>                |

| 現行定款                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>33</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 会社は、本店を東京都<u>台東区</u>に置く。</p> | <p><u>ーション活動の企画運営</u></p> <p><u>51</u> <u>ロジスティックス業務におけるA I システムおよびソフトウェアの開発、販売、導入支援および保守</u></p> <p><u>52</u> <u>ロジスティックス分野におけるA I 活用事例の普及促進およびコンサルティングサービス</u></p> <p><u>53</u> <u>ロジスティックス業務に関連する車両の仕入、販売、リース、レンタル業務</u></p> <p><u>54</u> <u>ロジスティックス業務に関連するファンド組成等の金融関連事業</u></p> <p><u>55</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 会社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                          | いまい としお<br>今井 俊夫<br>(昭和37年9月26日) | 昭和61年4月 株式会社ニッセイコム 入社<br>(システム部開発課主任)<br>昭和63年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社<br>(システム本部システム課長)<br>平成10年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>(GB事業部流通営業部長)<br>平成16年8月 フューチャーアーキテクト株式会社<br>入社 (流通事業部営業部長)<br>平成19年3月 コムテック株式会社 入社<br>(執行役員 マーケティング・サポ<br>ート事業本部長)<br>平成25年11月 株式会社イグアス 入社<br>(新規事業本部長)<br>平成29年1月 タクトシステムズ株式会社 入社<br>(執行役員 営業部長)<br>令和3年7月 当社入社<br>専務執行役員 営業本部長<br>令和5年3月 当社 代表取締役 社長執行役員兼営<br>業本部長<br>令和6年4月 当社 代表取締役 社長執行役員<br>(現任) | 一株                 |
| <p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt;<br/>今井俊夫氏は、これまで、複数の国内IT企業での豊富な経験を有しており、当社の構造改革の中心的な立場として携わって参りました。IT業界における豊富な経験・見識・人脈を当社の経営に直接活かし、当社の成長を実現していただくことを期待し、当社の業務執行取締役としての選任をお願いします。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                                                | しん ぞ<br>辛 澤<br>(昭和40年3月21日)      | 平成25年6月 香港 BMI Hospitality Service Limited (現 GX PARTNERS CO., LIMITED) 代表取締役<br>平成27年11月 株式会社ランニング設立 代表取締役就任 (現任)<br>令和3年6月 石垣食品株式会社 取締役<br>令和3年10月 当社 取締役 (現任)                                                                                                                | 一株                 |
| <p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt;<br/>辛澤氏は、投資事業による企業価値向上の実績が数多くあり、幅広い分野での豊富な経験・見識・人脈を有しております。これらを引き続き当社の経営に活かし、企業買収面での新規事業領域拡大に期待し、当社の業務執行取締役としての選任をお願いします。</p>             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |
| 3                                                                                                                                                                | まつだ かおり<br>松田 華織<br>(昭和53年6月18日) | 平成17年6月 野村企業諮詢(上海)有限公司 入社<br>平成23年7月 復星集団 入社<br>平成27年3月 復星集団 東京執行首席代表<br>平成27年7月 復星マネジメント・ジャパン株式会社 代表取締役<br>平成27年9月 株式会社イデラキャピタルマネジメン ト 社外取締役<br>令和元年6月 上海金晨碧雲投資管理有限公司 顧問 (現任)<br>令和2年9月 株式会社Not 取締役 (現任)<br>令和3年10月 当社 社外取締役 (現任)<br>令和5年11月 株式会社ジー・スリーホールディングス 取締役 (非常勤) (現任) | 一株                 |
| <p>&lt;社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>松田華織氏は、日本及び中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しております。これらを引き続き当社の経営にいかしていただき、業務執行体制に対する助言・協力を期待し、当社の社外取締役としての選任をお願いします。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |

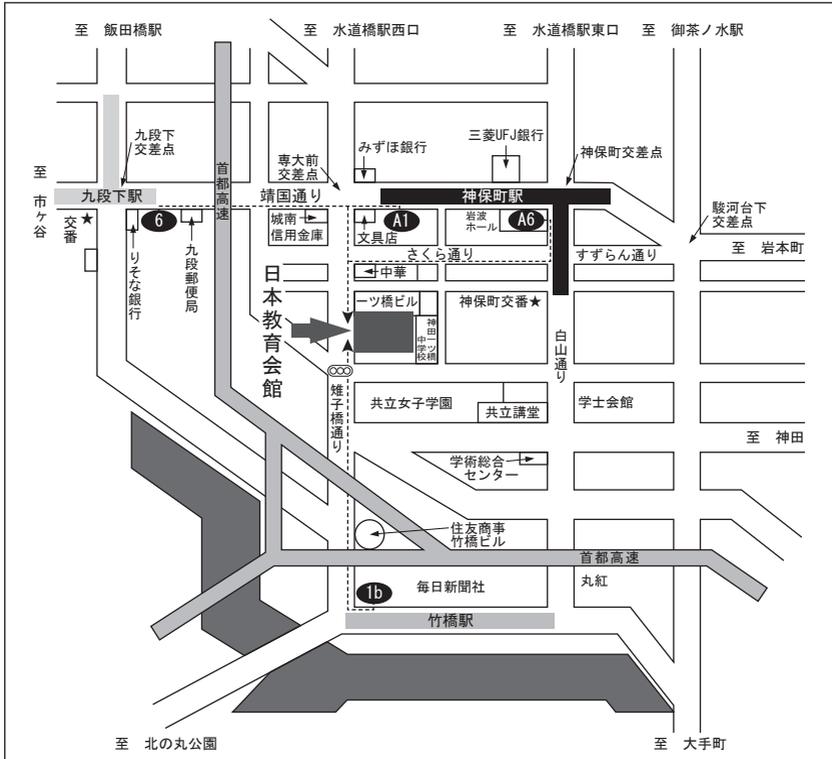
- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松田華織氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松田華織氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年5か月であります。
4. 当社は、当社定款において、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除きます。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、松田華織氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、松田華織氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号  
 日本教育会館 7階 707号会議室  
 電話 03-3230-2831



## 《交通》

- 地下鉄 都営新宿線「神保町」駅 A1出口 下車徒歩3分  
 都営三田線「神保町」駅 A6出口 下車徒歩5分  
 東京メトロ半蔵門線「神保町」駅 A1出口 下車徒歩3分  
 東京メトロ東西線「竹橋」駅 1b北の丸公園側出口 下車徒歩5分  
 東京メトロ東西線「九段下」駅 6番出口 下車徒歩7分
- J R線 総武線「水道橋」駅 西口出口 下車徒歩15分

なお、本会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。